

女性活躍推進法 一般事業主行動計画の公表について

平成28年4月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づき、一般事業主行動計画を策定することとされております。

一般事業主行動計画

女性の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日 ~ 平成33年3月31日

2. 当社の課題

(課題1) 管理職を目指す意識を持つ女性が少なく、管理職に占める女性の割合が低い。

(課題2) 技術系女性の応募者がそもそも少なく、女性の技術者がほとんどいない。

3. 定量的目標

係長級の役職者の女性の人数を10人以上(平成27年度比2倍以上)とする。

4. 取組内容・実施時期

平成28年4月 ~

取組1：女性にとって不利な人事評価基準・運用になっていないかのチェックを行う。

取組2：女性社員自身のキャリア形成に対する意識を醸成するための研修を実施する。

取組3：技術系女性社員の採用について課題分析を行う。

以上

◆◆◆女性の活躍の現状に関する情報公表◆◆◆

・採用した労働者に占める女性労働者の割合	社員 6/37=16.2%(H26年度)
・労働者に占める女性労働者の割合	社員 33/879=3.8%(H28.3.1 現在)
・男女の平均勤続年数の差異	88.8% (H27.3.31 現在) 女性 17.5年, 男性 19.7年
・係長級にある者に占める女性労働者の割合	4/146=2.7% (H28.3.1 現在)